

食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでいる。そのため、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え（GM）食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けている。

さらに、内閣府食品安全委員会では、米国FDA（食品医薬品局）の評価を急いで追認する形で、2009年6月に、体細胞クローン由来食品の安全性について問題無しとする評価をまとめた。死産及び肥育期の病死の異常な多発の原因とその影響について何ら解明しないまま、成体を実質的同等とみなして安全と評価するその姿勢は問題である。その結果、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきた。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通をはじめているが、多くの消費者は安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えている。

今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が知る権利に基づいて、「買う」「買わない」を自ら選択し決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求めて、国に対し、以下の施策を求める。

記

- 1．加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること
- 2．全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること
- 3．クローン家畜由来食品の表示を義務化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

大阪府和泉市議会